



### 西海市農林業振興事業費補助金(主な事業のみ抜粋)

※その他補助事業や詳細につきましては西海市 農林課(37-0070)へお問い合わせください。

※既に着手した(している)事業は、補助の対象となりませんので、ご注意ください。

No.	補助事業名	補助の内容
1	環境保全型農業推進事業(堆肥購入補助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内で生産された畜産堆肥購入の補助。</li> <li>【要件】西海市内で生産された畜産堆肥(200%以上)であること。</li> <li>【補助率】①西海市認定農業者連絡協議会会員 2/3以内</li> <li>②エコファーマー、又は認定農業者(それに準ずる者) 1/2以内</li> <li>③その他農業者 1/3以内</li> <li>※1人当り年間10万円を上限(法人は30万円上限)</li> <li>【補助限度額】補助単価:バラ堆肥3,000円/t以内、袋堆肥200円/袋以内</li> </ul>
2	施設園芸育成推進事業(ビニール張替え等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハウス施設等の整備や、ビニール及び寒冷紗資材の張替えに係る経費の補助。</li> <li>①ハウス施設等の新設</li> <li>②既存施設に係る付帯施設(加温機・循環扇・給水施設、多段サーモ等)の新設</li> <li>③既存ハウスのビニール資材及び寒冷紗の新設・張替(更新)又は既存施設の部品追加による改良(機能向上)</li> <li>【対象者】①は農業者であること。市外に住所のある方は西海市認定農業者であること。</li> <li>②、③は西海市認定農業者連絡協議会会員であること。(認定新規就農者は会員でなくても可)</li> <li>【補助率】資材費の1/3以内</li> <li>【補助上限額】:①50万円以内②20万円以内③5万円以内</li> <li>※過去に当事業を活用した同一施設の整備は対象外</li> <li>※③ビニール張替えについては、過去に当事業を活用して張替えを行った同一施設であっても、前回張替えから3年を経過していれば、再度補助の対象とする。</li> </ul>
3	畜産優良種導入事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●優良繁殖和牛、市内産素牛、優良種母豚の導入、及び優良雌牛保留経費の補助。</li> <li>【対象者】畜産農家であること(個人農家に限る)。</li> <li>【補助率及び補助額】</li> <li>・優良繁殖和牛導入:導入費用の10%以内/1頭 ※ただし、上限4万円</li> <li>・市内産素牛導入:(和牛)20,000円以内、(F1牛):5,000円以内</li> <li>・優良雌牛保留:30,000円以内/1頭</li> <li>・優良種母豚導入:10,000円以内/1頭</li> </ul>
4	有害鳥獣被害対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>①電気柵・ワイヤーメッシュ柵の購入補助</li> <li>【要件】1箇所あたり10a以上の農地に限る。(ただし離島地区は条件を除外する。)</li> <li>【対象者】農業者であること。</li> <li>【補助率】資材費の1/2以内</li> <li>【その他】※受益者1戸でも可「ワイヤーメッシュ柵を借地に設置する場合は地権者に同意を得ること。」</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>②防護ネット購入補助</li> <li>【対象者】農業者であること。</li> <li>【補助率】資材費の1/2以内。</li> <li>【限度額】10aあたり5万円まで。</li> <li>【その他】※1戸でも可。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>③箱わな購入補助</li> <li>【対象者】狩猟免許所有者又は有害鳥獣捕獲従事者。</li> <li>【補助額】箱わな購入費の1/2以内。</li> <li>【その他】※1戸1基でも可。有害鳥獣捕獲活動をする。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>④狩猟免許取得に対する補助(受験料、診断書料等)</li> <li>【対象事業・補助率】試験合格者は、経費の内、受験料若しくはそれらの申請に係る手数料若しくは受験に係る申請の際に提出すべき医療機関が発行する診断書の取得に係る手数料について、その1/2以内の額をそれぞれ補助する。なお、離島地区に住所を有する者は受験に係る交通費及び宿泊費の実費相当額を補助する。(ただし松島地区は渡航費のみ対象)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤電子防鳥機購入補助</li> <li>【対象者】農業者であること。</li> <li>【補助率】資材費の1/2以内。</li> <li>【その他】※1戸1機でも可。</li> </ul>
5	新たな就農者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内で新たに就農する者の営農に係る生活費や経費への補助</li> <li>①営農生活支援</li> <li>ア)新規参入者</li> <li>要件:就農して2年以内、50歳以上61歳未満、長崎県等の研修制度を経て就農、就農計画の認定、自治会加入など</li> <li>交付額:120万円×3年=360万円</li> <li>※受給者本人以外の転入する世帯員で所得税法上における被扶養者1人当り10万円/年を加算</li> <li>イ)親元就農者等(農家子弟など)</li> <li>要件:就農して2年以内、61歳未満、国の農業次世代人材投資事業を受けられない者、就農計画の認定、自治会加入など</li> <li>交付額:50歳未満 60万円×1年、50歳以上61歳未満 30万円×1年</li> <li>※年齢40歳未満で西海市青年農業者の会加入者は、次のとおり3年間交付を受けることができる。</li> <li>交付1年目:60万円、2年目:30万円、3年目:30万円 合計:120万円</li> <li>②施設等整備支援</li> <li>要件:61歳未満、就農する1年前から就農して2年以内の者、就農計画の認定、自治会加入など</li> <li>対象経費:ハウスや機械、設備、資材等農業に関する経費</li> <li>補助率:1/2以内 補助下限額20万円上限額400万円(1回のみ)</li> </ul>
6	荒廃農地再生事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●荒廃農地の再生に対する補助</li> <li>【対象者】西海市民又は西海市に住所のある法人等</li> <li>【要件】5年以上耕作すること、農業委員会の判定が荒廃農地となっていること</li> <li>【補助額】4万円/10a(認定農業者等は5万円/10a)</li> </ul>